福島県規則第三十号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規

則

○福島県職員公舎規則の一部を改正 する規則

> ○福島県廃棄物の処理及び清掃に関 る規則 する法律施行細則の一部を改正す

規

則

法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 福島県職員公舎規則の一部を改正する規則及び福島県廃棄物の処理及び清掃に関する 平成二十三年三月三十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県職員公舎規則(昭和四十一年福島県規則第十六号)の一部を次のように改正す福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

に指定する者」を加え、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。 第十六条ただし書中「警察署長」の下に「又は県警察本部長が知事の承認を受けて別

め、同表二の項から五の項までを削る。 別表第一の一の項中「一 福島県警察本部長公舎」を「福島県警察本部長公舎」に改

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福島県規則第三十一号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (平成六年福島県規則第六号)

> 部を次のように改正する。 第二条の次に次の一条を加える。

式第三号の二)とする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第二条の二 省令第四条の四の二の申請書は、 般廃棄物処理施設定期検査申請書

(様

通知書(様式第三号の三)とする。 省令第四条の四の四の検査の結果を通知する書面は、 一般廃棄物処理施設定期検査

第六条の次に次の三条を加える。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第六条の二 省令第五条の五の五第一項の申請書は、 式第七号の二)とする。 熱回収施設設置者認定申請書 (様

(様式第七号の三)を当該申請をした者に交付する。 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、 熱回収施設設置者認定証

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出

第六条の三 省令第五条の五の十第一項の届出書は、 第七号の四)とする。 熱回収施設休廃止等届出書 (様式

(熱回収施設に係る報告

第六条の四 省令第五条の五の十一第一項の報告書は、 熱回収報告書 (様式第七号の五)

とする。

第十七条第一項中「第十二条の七の七第二項」を「第十二条の七の十七第二項」に改 第七条第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

同条第二項中「第十二条の七の七第四項」を「第十二条の七の十七第四項」に改め

記表」を加える。 第二十二条第二項第一号中「損益計算書」の下に「、株主資本等変動計算書、個別注 第十八条中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の十七第五項」に改める。

6の次に次のように加える。 樣式第一号(第三面)中 「法第7条第5項第4号リに規定する」や売り、 同様式備考

わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問 支配力を有するものと認められる者を含む。 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ

様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第3号の2 (第2条の2関係) 般廃棄物処理施設定期検査申請書

(施設管理課

福島県知事

申請者

住氏 所名

(4)

年

旦

Ш

定

进

筷

査

0

湉

账

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

処理施設の定期検査を受けたいので申請します。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物

一般廃棄物処理施設の設置の場所						
一般廃棄物処理施設の種類						
許可の年月日及び許可番号	年	Я	ш	(許可番号	第	力)
※事務処理欄						

様式第3号の3 (第2条の2関係)

報

 $\hat{\mathbb{H}}$

足

般廃棄物処理施設定期検査通知書

旦

Ш

年

次のとおり通知する 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、

福島県知事

프

福

島

県

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

許可の 般廃棄物処理施設の設置の場所 般廃 年 棄物処理施設の種類 Я Н X び許可 5番。 年 \mathbb{H} Ш (許可番号 継

7の次に次のように加える。 様式第四号(第二面)中「法第7条第5項第4号リに規定する」を削り、 同様式備考

※事務処理欄

㳇

0

検

査

进

冠

年

旦

Ш

支配力を有するものと認められる者を含む。 わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ

に改め、様式第七号の次に次の四様式を加える。 様式第五号から様式第七号までの規定中「辮9条の3第10嵐」を「辮9条の3第11嵐」

様式第7号の2 (第6条の2関係)

(表面)

ħ.	7	として行手では、対してこのなるの数形式の一門に対抗性には、
		電話番号
	氏名)	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	(III)	氏 名
		住 所
		申請者
		福島県知事
Ш	Д	年
		熱回収施設設置者認定申請書

廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添え て申請します。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般

熱回		6	熱なる	*	*	燕
⊒ ₹		Ť K	熱回収に必要 な設備に関す ス重百	DÇE DÇE	郊山	山水
の内			にに必関			
容			要す		定	施
敷	4 ▷	<u>0</u> 0	設備	压	0	製
垣	△設備の する計画	· 战 强 量 置 置	設備の種備の能力			0
清澈	の画と	△設備の位置、構造 の設置に関する計画	種姓世	N.	平	製量
77	持	画が開	頁及:	梅		置 6
5	僧 里	がる。	かど		Я	の場
熟回収の内容 熱回収施設において処	△設備の維持管理に関 する計画	△設備の位置、構造等 の設置に関する計画	設備の種類及びその設 備の能力	址	ш	,所
	25-111	71/1	~F	-,4		Ľ,
					年	
					Я	
					П	
					(認定番号	
					徭	
					号)	

に関する計画	に関する計画 分する一般廃棄物の種 類	
	熱回収の方法	
	熱 回 収 率	
許可の年月	許可の年月日及び許可番号	年 月 日(許可番号
※事務処理欄		
	المالا	(裏面)
備考		
1 ※欄は請	※欄は記入しないこと がほではだって、アコードに	※欄は記入しないこと
3 設備の育	色力については、ボイラー	設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、
力 (キロワ	1ット)及び熱交換器の飼	力(キロワット)及び熱交換器の能力(キロジュール/時、複数

- |を記入すること。
- それぞれの能力)を記載すること。 寺)、発電機の出 複数ある場合は
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に 「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含む
- (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設 図を添付すること。 する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す 備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量並びにその熱を電気に変換
- (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換 器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により 握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、 得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把 補修等の計画も記載すること。
- の併用の別を記入すること。 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用並びに発電及び熱利用
- の5の5第1項第4号ハの算式により算出した熱回収率を記載すること。 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条

※手数料欄

様式第7号の3 (第6条の2関係)

熱回収施設設置者認定証

年

П

Ш

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

継

争

严

の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物

福島県知事

프

函	換	換	蔡	熱回	K	Z Z E	Ř. Ř
亨 四於	回	熟回収に必要な設備	回坟	熱回収施設の設置の場所	点	定の有効年	定の
441	垃	必要な間	の方)設置の:	蝌	効 年 月	年 月
屈	 ∯	受備	拼	場所	址	Ш	Ш
1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を 廃止若しくは休止をした当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。	%					年 月 日	年 月 日

様式第7号の4 (第6条の3関係)

熱回収施設休廃止等届出書

備光

※事務処理欄

福島県知事

申請者

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

の変更をした)ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規 定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 た)・休止した熱回収施設を再開した・熱回収施設における熱回収に必要な設備 熱回収施設において熱回収を行わなくなった(熱回収施設を廃止した(休止し

	やいたとき	紫回収に必要がお話の楽画	α	廃止 (休止・ 再開) したと	α	熱回収を行わ なくなったと さ	認定の年月	熱回収施
変更の年月日	変更の理由	△変更の内容	廃止(休止・再開)の 年月日	廃止(休止・再開)の 理由 理由	熟回収を行わなくなった年月日	熟回収を行わなくなっ た理由	の年月日及び認定番号 年 月 日 (認定番号 第 号)	設の設置の場所
_								

※欄は記入しないこ

年

旦

Ш

同欄にその記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、

。スコのも 紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものと

様式第7号の5(第6条の4関係)

熱回収報告書

年

耳

Ш

福島県知事

報告者 所名

氏

電話番号 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

関する報告書を提出します。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条 の5の5第1項第4号ハの算式により算出した熱回収率を記載すること。

考3の次に次のように加える。 様式第十一号(第二面)中「法第 7 条第 5 眞第 4 号リに規定する」を削り、同様式備 様式第十号(表面)中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に改める。 様式第九号中「第9条の3第8項」を「第9条の3第9項」に改める。

わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問 支配力を有するものと認められる者を含む。 **「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ**

削り、同様式備考4の次に次のように加える。 様式第十二号 ⑨及び⑩の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ (第二面)及び(第三面)中「法第7条第5項第4号リに規定する」を

わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問 支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第十六号中「第4条第2項」を「第13条第2項」に改める。

様式第二十三号中 様式第二十一号中 「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改める。 「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

附

加える。

様式第二十六号中

「損益計算書」の次に「、株式資本等変動計算書、個別注記表」を

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細 1 は、 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし様式第十六号の改正規定 公布の日から施行する。

正後の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出され則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、改 た申請書とみなす。

この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、

3

所要の調整をして使用することができる。

(一般廃棄物課)

リサイクル適性® この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

発行者 印刷所 県刷 島 印